

令和 2 年度の巡回指導における指摘（否）の
割合が多い項目 ワースト 10 について

神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関

（一社）神奈川県トラック協会 適正化事業部

令和2年度 巡回指導項目ごとの否の割合(神奈川計)

(令和2年4月～令和3年3月)

区分	重点	調査事項	指導件数	(否)件数	(否)割合	順位
I. 事業計画等		(1)主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか。	660	13	2.0%	
		(2)営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか。	660	52	7.9%	
		(3)自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか。	660	40	6.1%	
		(4)乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か。	660	11	1.7%	
		(5)乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か。	660	12	1.8%	
		(6)届出事項に変更はないか。(役員・社員、特定事業者に係る運送の需要者の名稱変更等)	326	1	0.3%	
		(7)自家用貨物自動車の違法な営業類似行為(白トラの利用等)はないか。	648	0	0.0%	
		(8)名義貸し、事業の貸渡し等はないか。	648	0	0.0%	
II. 帳票類の整備、報告等		(1)事故記録が適正に記録され、保存されているか。	439	0	0.0%	
		(2)自動車事故報告書を提出しているか。	16	1	6.3%	
		(3)運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか。	660	14	2.1%	
		(4)車両台帳が整備され、適正に記入等されているか。	660	3	0.5%	
		(5)事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか。(本社巡回に限る。)	298	30	10.1%	
III. 運行管理等		(1)運行管理規程が定められているか。	660	2	0.3%	
	○	(2)運行管理者が選任され、届出されているか。	649	11	1.7%	
		(3)運行管理者に所定の講習を受けさせているか。	540	67	12.4%	10位
		(4)事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか。	648	0	0.0%	
	○	(5)過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。	660	90	13.6%	8位
		(6)過積載による運送を行っていないか。	648	0	0.0%	
	○	(7)点呼の実施及びその記録、保存は適正か。	660	111	16.8%	6位
		(8)乗務等の記録(運転日報)の作成・保存は適正か。	660	5	0.8%	
		(9)運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か。	534	29	5.4%	
		(10)運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。	81	26	32.1%	2位
	○	(11)乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。	660	93	14.1%	7位
	○	(12)特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。	487	199	40.9%	1位
	○	(13)特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。	487	93	19.1%	3位
IV. 車両管理等		(1)整備管理規程が定められているか。	654	2	0.3%	
	○	(2)整備管理者が選任され、届出されているか。	648	9	1.4%	
		(3)整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	520	45	8.7%	
		(4)日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか。	660	23	3.5%	
	○	(5)定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。	660	85	12.9%	9位
V. 労基法等		(1)就業規則が制定され、届出されているか。	487	35	7.2%	
		(2)36協定が締結され、届出されているか。	643	44	6.8%	
		(3)労働時間、休日労働について違法性はないか。(運転時間を除く)	648	3	0.5%	
	○	(4)所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。	660	113	17.1%	5位
VI. 法定福利費		(1)労災保険・雇用保険に加入しているか。	653	46	7.0%	
		(2)健康保険・厚生年金保険に加入しているか。	657	77	11.7%	
VII. 安マネ		(1)運輸安全マネジメントの実施は適正か。	651	120	18.4%	4位

※順位は(否)割合について

令和2年度 巡回指導項目ごとの否の割合 ワースト10
 (令和2年4月～令和3年3月)

指導項目	指導件数	(否)件数	(否)割合	令和元年度 順位
1位:特定運転者への特別指導	487	199	40.9%	1位
2位:運行指示書の作成	81	26	32.1%	2位
3位:特定運転者への適性診断	487	93	19.1%	5位
4位:運輸安全マネジメントの実施	651	120	18.4%	3位
5位:健康診断の実施	660	113	17.1%	4位
6位:点呼の実施及び記録保存	660	111	16.8%	8位
7位:乗務員への指導監督	660	93	14.1%	6位
8位:過労防止	660	90	13.6%	9位
9位:定期点検の実施記録保存	660	85	12.9%	7位
10位:運行管理者講習の受講	540	67	12.4%	12位

(参考)令和元年度10位であった健康保険・厚生年金の加入は12位

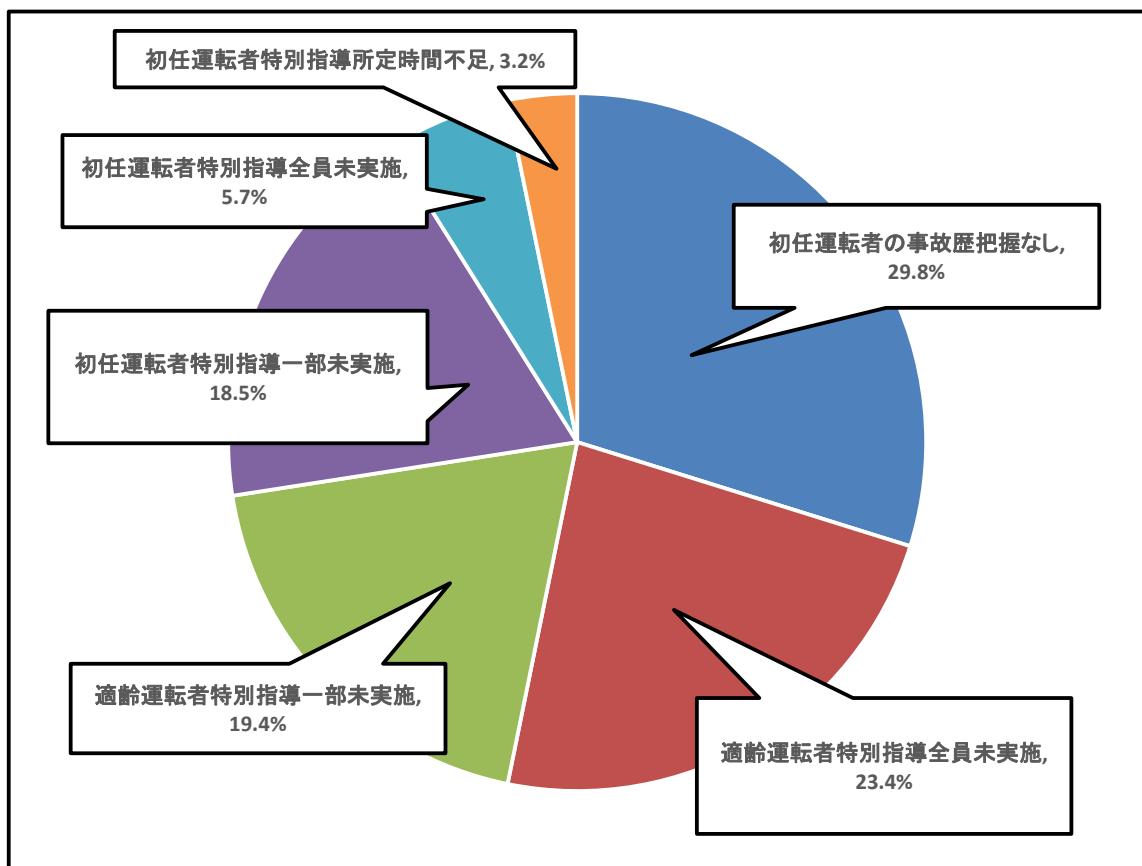
ワースト10項目の指摘内容

(令和2年4月～令和3年3月巡回指導)

※下記表の「否件数合計」は項目に対して否の理由が重複することがあるため、前ページ表の(否)件数とは一致しない。

1位：特定の運転者に対して特別な指導を行っているか。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	初任運転者の事故歴把握なし	74	29.8%
2	適齢運転者特別指導全員未実施	58	23.4%
3	適齢運転者特別指導一部未実施	48	19.4%
4	初任運転者特別指導一部未実施	46	18.5%
5	初任運転者特別指導全員未実施	14	5.7%
6	初任運転者特別指導所定時間不足	8	3.2%
合計		248	100%



<事業所での留意点>

- ①運転者採用時に必ず運転記録証明書を取得し、事故歴を把握すること。
 - ②適齢運転者（65歳以上）に適齢診断結果に基づき指導を行い、記録を保存すること。
 - ③初任運転者に乗務する前に必ず指導（告示12項目：座学等15h以上、添乗指導20h以上）を行うこと。
- ※新たに雇い入れた者の内、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に、他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者は、初任運転者からは除く。

特定の乗務員に対する指導

運転に関する技能及び知識が十分に習得できていない新規採用運転者及び加齢に伴い身体機能が変化しつつある高齢運転者に対し、交通事故を未然に防止する目的も含め、個々の運転者の状況に応じ、きめ細かな指導を実施する必要性があるため、適切な時期に十分な時間を確保して、安全確保のために必要事項を確認させる。

また、事故惹起運転者は再発防止を図ることが重要なポイントである。

●初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間

(座学)

国土交通省告示第1366号の12項目を15時間以上実施

(トラックの構造上の特性、日常点検、積載方法は実車を用いて指導)

(実技)

実際にトラックを運転させ、安全な運転方法を指導

合計 20時間以上 実施

●高齢運転者に対する指導

適齢診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた
トラックの安全な運転方法等について自ら考えるよう指導する。

根拠法令 貨物自動車運送事業法第17条第4項(輸送の安全)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項(従業員に対する指導及び監督)

初 任 運 転 者 教 育 記 錄

実施年月日 ●●●●年●●●月●●●日

時 間 ●●時●●分～●●時●●分

場 所 ●●●

実 施 者 ●●●●

受 講 者 ●●●●

責任者	担当

★ トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項

貨物自動車運送事業法その他の法令に基づき運転者が遵守すべき事項
として・・・・

運転者の採用



雇い入れ時の健康診断の実施 (労働安全衛生規則第43条)



雇い入れ以前、過去3年間の事故歴の把握 (運転記録証明または無事故無違反証明)

事故あり※

事故なし

適性診断

事故惹起の運転者※

特定診断

乗務前に実施する。但しやむを得ない場合には、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施する。

65歳以上の運転者

適齢診断

65歳に達した日以降の1年内に1回と、その後3年以内ごとに1回実施する。

左記以外の運転者

初任診断

乗務前に実施する。但しやむを得ない場合には、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施するが、過去3年間において受診していた場合は、その控えを事業所に持参する事で足りる。

事故惹起者特別指導

乗務前に実施する。但しやむを得ない場合には、乗務を開始した後、1ヶ月以内に実施する。

- ①トラックの運行の安全の確保に関する法令等
- ②交通事故の事例の分析に基づく再発防止対策
- ③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ④交通事故を防止するために留意すべき事項
- ⑤危険の予測及び回避
- ⑥安全運転の実技

①～⑤について合計6時間以上実施
⑥については可能な限り実施することが望ましい

適齢運転者特別指導

適齢診断結果が届いた後、1ヶ月以内に実施する。

- 適齢診断の結果を踏まえ、
- ①諸能力の状況を自覚させる
 - ②加齢による心身機能低下等について実施すること

初任運転者特別教育(該当する場合)

初任運転者特別指導

過去3年間において事業用自動車の運転経験が無い者について、乗務前に実施する。

添乗による安全運転の実技により、一般貨物自動車運送事業者等が安全な運転に必要な技能を備えていると判断した運転者に対しては、その後の添乗による安全運転の実技に限り、乗務を開始した後1ヶ月以内に指導を実施しても差し支えない。

- ①一般的な指導及び監督

国土交通省告示1366号の(1)～(12)を合計15時間以上実施

- ②安全運転の実技

20時間以上実施

適齢運転者特別教育(該当する場合)

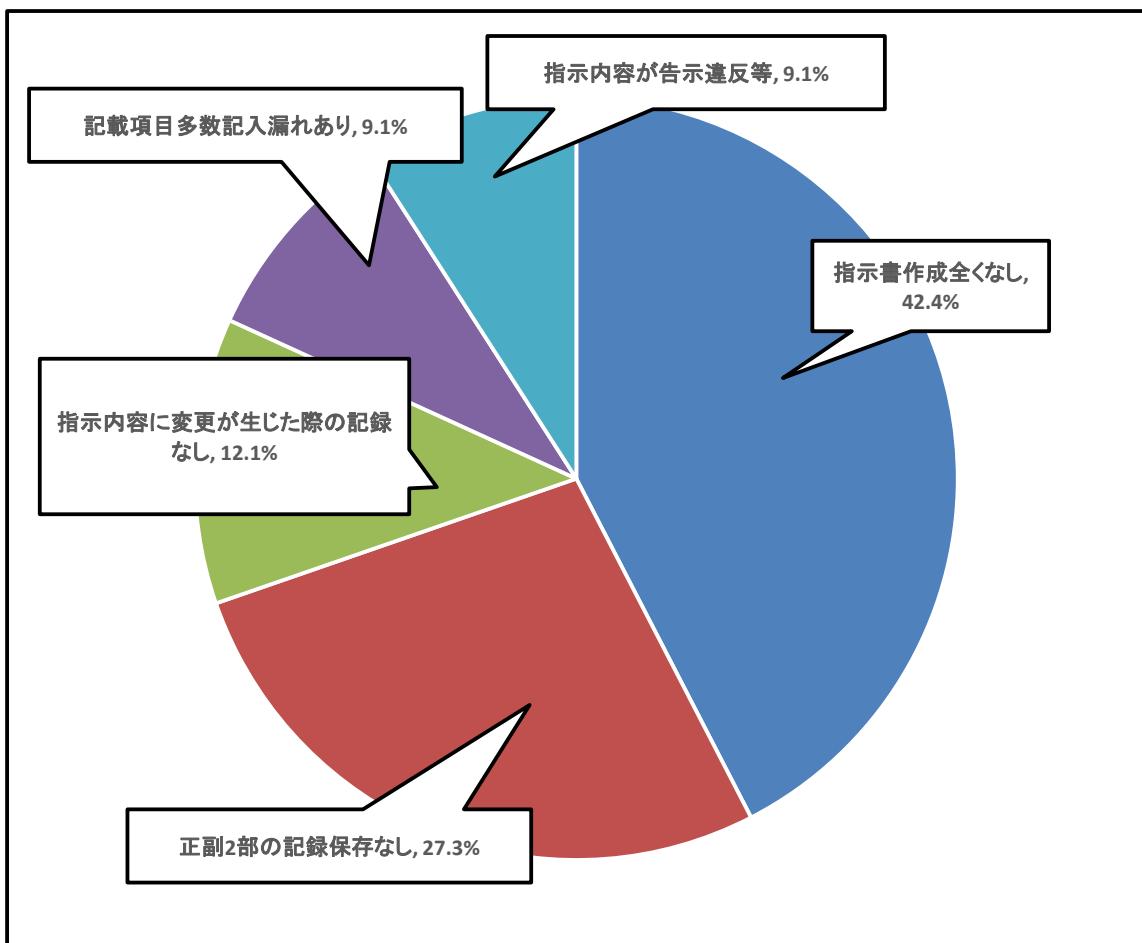
+

初任運転者特別教育(該当する場合)

※事故惹起者とは
死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こした運転者及び軽傷者（同条第4号に掲げる傷害を受けた者をいう。）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者を事故惹起運転者という。

2位: 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	指示書作成全くなし	14	42.4%
2	正副2部の記録保存なし	9	27.3%
3	指示内容に変更が生じた際の記録なし	4	12.1%
4	記載項目多数記入漏れあり	3	9.1%
4	指示内容が告示違反等	3	9.1%
合計		33	100%



<事業所での留意点>

- ①2泊3日以上の運行時に必ず事前に作成。
- ②作成は2部必要。運行後、営業所にて2部保存すること。(営業所保存用・運転者携行用)
- ③事前に作成した運行指示書の内容に変更が生じた際には、運行管理者は「運行指示書(副)」に変更内容を記載した上で、運転者に指示し、「運行指示書(正)」にも変更内容を記載させなければならない。
- ④行き先等の変更により、乗務前、乗務後どちらの点呼も電話その他の方法で行わなければならなくなつた場合、運行管理者は、「運行指示書(正)(副)」を作成し運転者に対して電話その他の方法で適切な指示を行わなければならない。この場合、運転者は「運行指示書(正)」を携行していないので、乗務等の記録に指示内容を記載しなければならない。

運行指示書

乗務前、乗務後の点呼がいずれも対面でできない乗務を含む運行がある場合(2泊3日以上)は、運行指示書の作成をしなければなりません。

◎運行指示書は2部作成し、一部を運転者に携行させ、もう一部を営業所に備えておく。運行の変更があった場合は、運行管理者と運転者で電話等で連絡をとり、お互いに運行指示書に内容を書き加える。運行終了後は2部とも1年間保存して下さい。

根拠法令 貨物自動車運送事業法第17条第4項(輸送の安全)
 貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3(運行指示書による指示等)
 貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条(運行管理者の業務)

●●●●●会社	運転者名 ●●●●●	開始日時 ●年●月●日(●)	終了日時 ●年●月●日(●)	車番 ●●100 あ●-●	運行管理者 ●●●●●	補助者 ●●●●●
---------	---------------	-------------------	-------------------	------------------	----------------	--------------

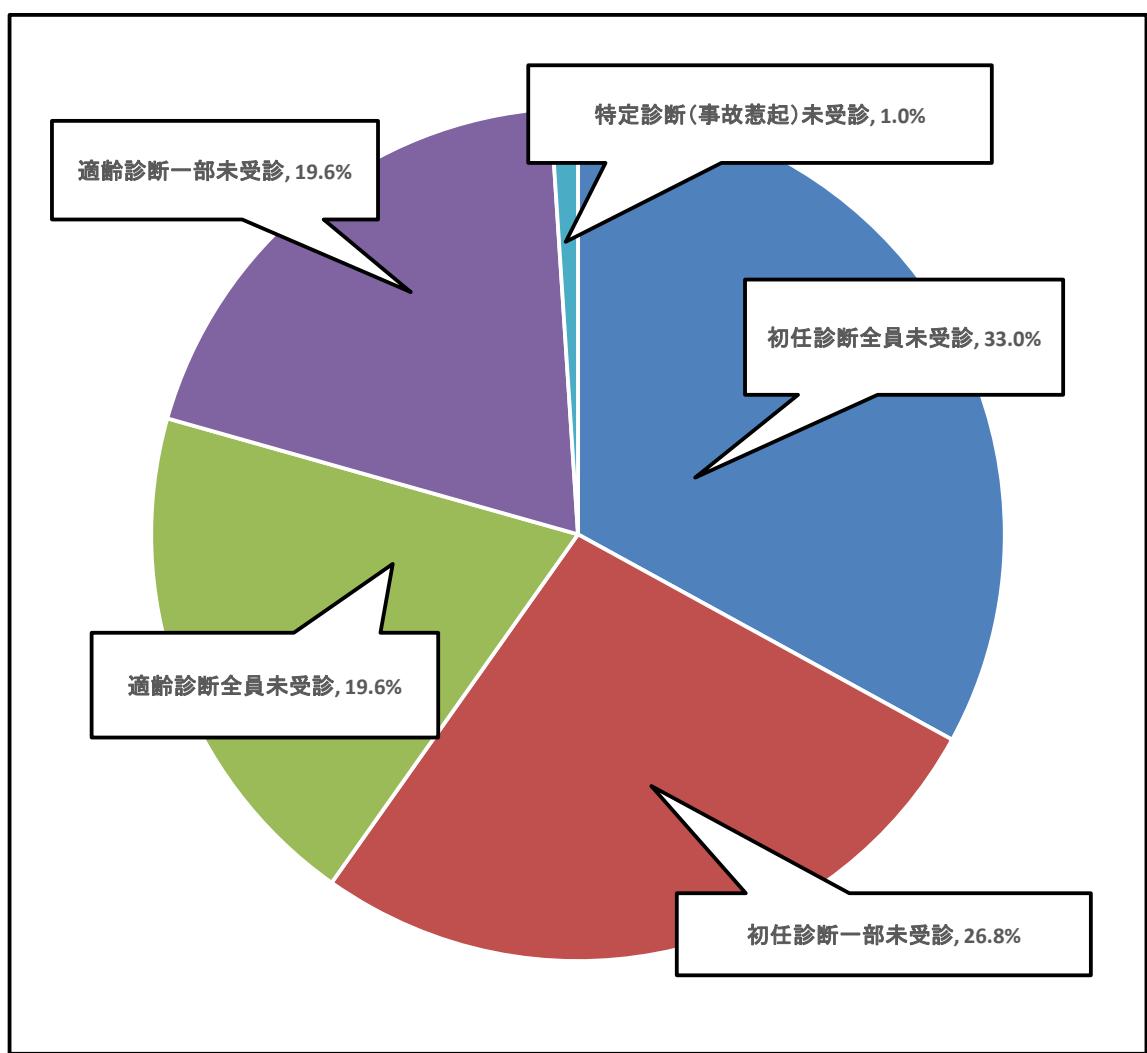
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	
運行計画・指示変更	1日目 ●/●	計画					出庫	点呼			休憩			昼食		荷卸	積込					点呼	終了			
	変更																									
	2日目 ●/●	計画						点呼	開始			荷卸		昼食	中間点呼	荷卸	待機	積込				点呼	終了			
	変更																									
	3日目 ●/●	計画						点呼	開始			荷卸			昼食	中間点呼		積込			点呼	終了				
	変更																									
	4日目 ●/●	計画							点呼	開始		休憩		昼食		荷卸			荷卸		帰庫	点呼				
	変更																									
	5日目 ●/●	計画																								
	変更																									

◎必ず記載しなければならない事項

- ①乗務員の氏名
- ②運行の開始・終了の地点・日時
- ③運行の経路と主な経過地における発車・到着の日時
- ④運行にあたっての注意を要する箇所の位置
- ⑤乗務員の休憩地点と休憩時間
- ⑥乗務員の運転、または業務の交替地点
- ⑦その他、運行の安全を確保するために必要な事項

3位：特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	初任診断全員未受診	32	33.0%
2	初任診断一部未受診	26	26.8%
3	適齢診断全員未受診	19	19.6%
3	適齢診断一部未受診	19	19.6%
5	特定診断(事故惹起)未受診	1	1.0%
合計		97	100%



<事業所での留意点>

- ①65才に達した運転者に必ず適齢診断を受診させる。(1年以内)
運転者の多い事業所では適齢診断の受診漏れが多く見られる。運転者の年齢管理が必要。
- ②新たに採用した運転者には必ず初任診断を受診させる。他社で運転者経験がある者でも対象となるが、過去3年以内の受診結果があれば他社で受診したものでも使用可能。

*巡回指導での指摘対象ではないが、運転者への指導監督の中に「運転者の運転適性に応じた安全運転」という項目がある為、事業者は上記義務診断の他にアクセスチェッカー等で一般診断を受診させ、運転者に自らの運転行動の特性を自覚させる指導を行っていくことが必要である。

特定運転者への適性診断

事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項として、「新たに雇入れた運転者」・「高齢運転者(65歳以上の方)」「事故惹起運転者」に国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならないことが義務付けられています。

根拠法令 貨物自動車運送事業法第17条第4項(輸送の安全)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項(従業員に対する指導及び監督)

初任診断

初任運転者及び常時選任するために雇入れた運転者であって当該事業者において、初めてトラックに乗務する前3年間に初任診断を受診したことがない運転者が対象です。

適齢診断

年齢が65歳に達した運転者が対象であり、66歳になるまでの1年内に1回、適齢診断を受診しなければならないと定められています。
注)その後3年以内ごとに1回適齢診断を受診させて下さい。

特定診断 I

①死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こしたことがない運転者が対象です。
②軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こしたことのある運転者が対象です。

特定診断 II

死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こした運転者が対象です。

※上記診断については、認定機関にて事前予約の上、受診しなければなりません。

【国土交通大臣が認定する適性診断を実施する機関(貨物)の一例】

独立行政法人 自動車事故対策機構 神奈川支所(横浜市港北区)、神奈川県自動車交通共済協同組合(横浜市港北区)、ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 東京研修センター(東京都江東区)、(株)シオン学園(三共自動車学校:藤沢市本藤沢)、都南(神奈川安全運転研修センター:座間市緑ヶ丘)、(有)小田原ドライビングスクール(小田原市蓮正寺)、飛鳥DC川崎(株)(川崎市川崎区)

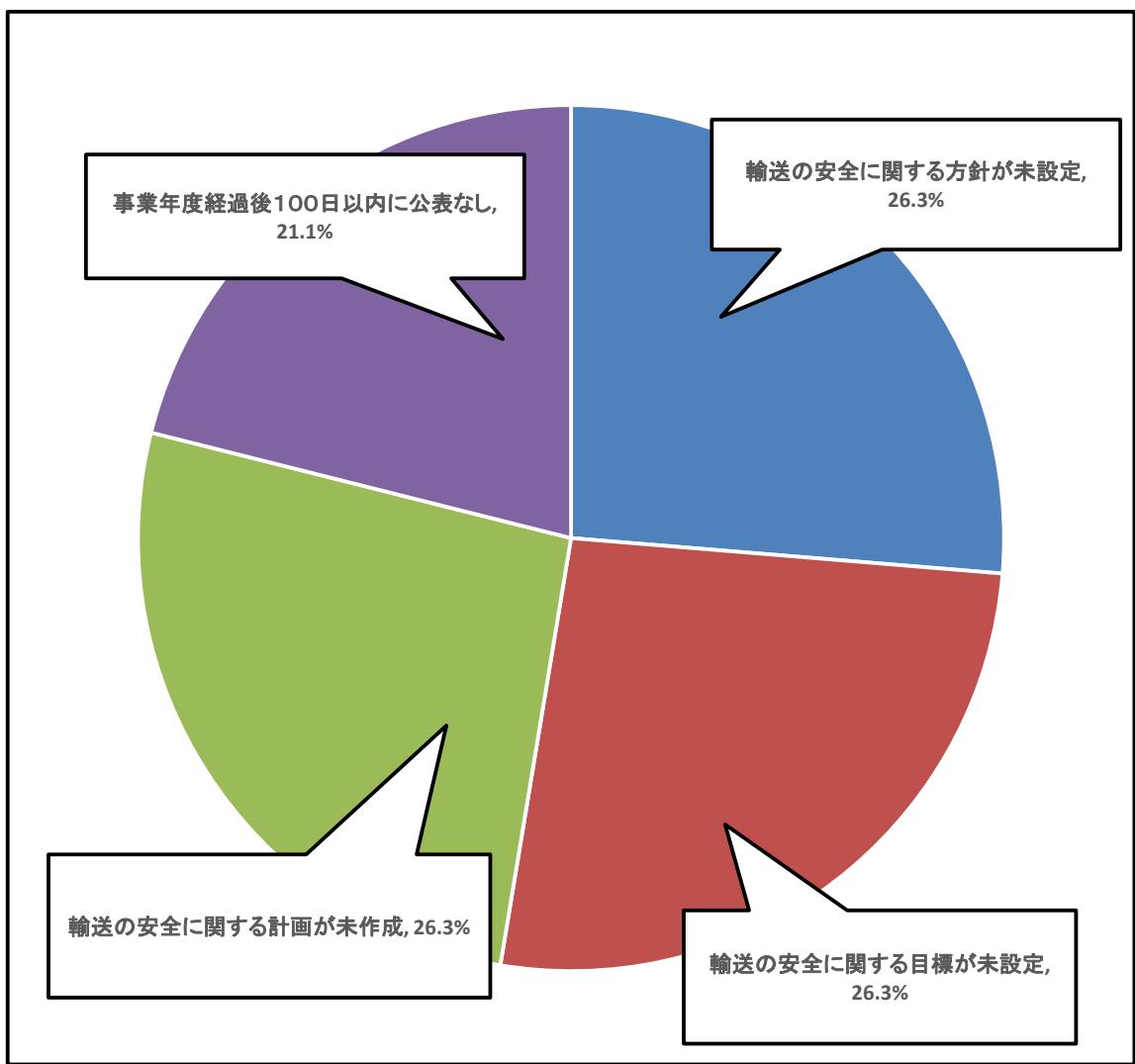
※上記以外の適性診断認定機関については、以下の国土交通省ホームページをご確認下さい。

🔍『適性診断認定機関一覧』で検索⇒「事業用自動車の安全対策」のページより
もしくは次のURLへアクセスして下さい。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

4位：運輸安全マネジメントの実施は適正か。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	輸送の安全に関する方針が未設定	114	26.3%
1	輸送の安全に関する目標が未設定	114	26.3%
1	輸送の安全に関する計画が未作成	114	26.3%
4	事業年度経過後100日以内に公表なし	91	21.1%
合計		433	100%



＜事業所での留意点＞

- ①車両台数等規模に関係なく、全ての事業者で義務付けされているため、各事業者（事業所）で作成し、掲示もしくはホームページなどによる公表が必要。
- ②作成したものは主な内容が同じであっても、年度ごとに作成する必要がある。
- ③目標、計画などが「輸送の安全」に関する内容となってないケースが見受けられる（荷役に関する内容等）
- ④目標達成状況（事故件数）の記載がないケースが見受けられる。

運輸安全マネジメント〈作成例〉

【神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関ホームページの「帳票類」に記載の書式より】

**わが社の
「運輸安全マネジメント」
の取組み**

2021年度（2021年4月1日～2022年3月31日）

1 事故防止のための安全方針
「輸送の安全はわが社の根幹」

2 社内への周知方法
社内・営業所内への掲示、朝礼・点呼の際の唱和励行

3 輸送の安全方針に基づく目標 2021年度の安全目標
人身事故「ゼロ」、車両・物損事故「ゼロ」の継続

4 目標達成のための計画 2021年度の安全計画
安全教育の実施/ヒヤリハット情報報告会の実施
安全機器等導入計画/ドライブレコーダー・バックアイの導入計画

5 輸送の安全に関する情報交換方法
輸送の安全に関する意見交換会を運転者等と定期開催する

6 輸送の安全に関する反省事項
2021年度の中間期に内部チェックを実施、問題点等を掲示する

7 反省事項に対する改善方法
問題点等の具体的な改善方法は、社内・営業所に掲示する

●わが社の輸送の安全に関する目標達成状況 前年度（2020年度）目標 → 結果／達成状況
人身事故（0）件 → (0)件／目標未達
車両事故（0）件 → (0)件／目標未達

●わが社の自動車事故報告規則第2条に規定する事故
2020年度（0）件

2021年4月1日作成



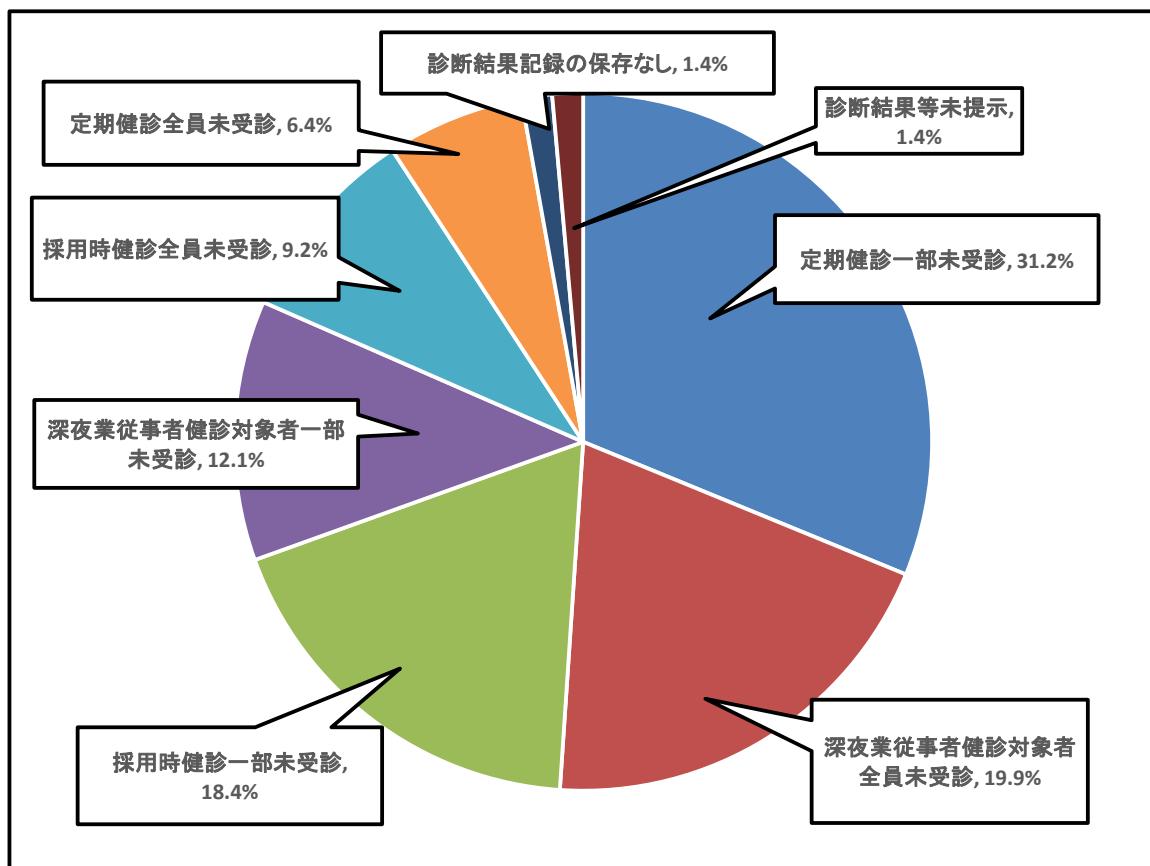
会社名(営業所名)	代表者(役職)
-----------	---------

＜根拠法令＞

貨物自動車運送事業法第15条、第16条、第17条第4項、第24条の3
貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の2、第2条の3、第2条の4、第2条の5、第2条の6、第2条の7、第2条の8
貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針(国土交通省告示第1090号)
自動車運送事業者における運輸安全マネジメント等の実施について(国自貨第95号等)

5位:所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	定期健診一部未受診	44	31.2%
2	深夜業従事者健診対象者全員未受診	28	19.9%
3	採用時健診一部未受診	26	18.4%
4	深夜業従事者健診対象者一部未受診	17	12.1%
5	採用時健診全員未受診	13	9.2%
6	定期健診全員未受診	9	6.4%
7	診断結果記録の保存なし	2	1.4%
7	診断結果等未提示	2	1.4%
合計		141	100%



<事業所での留意点>

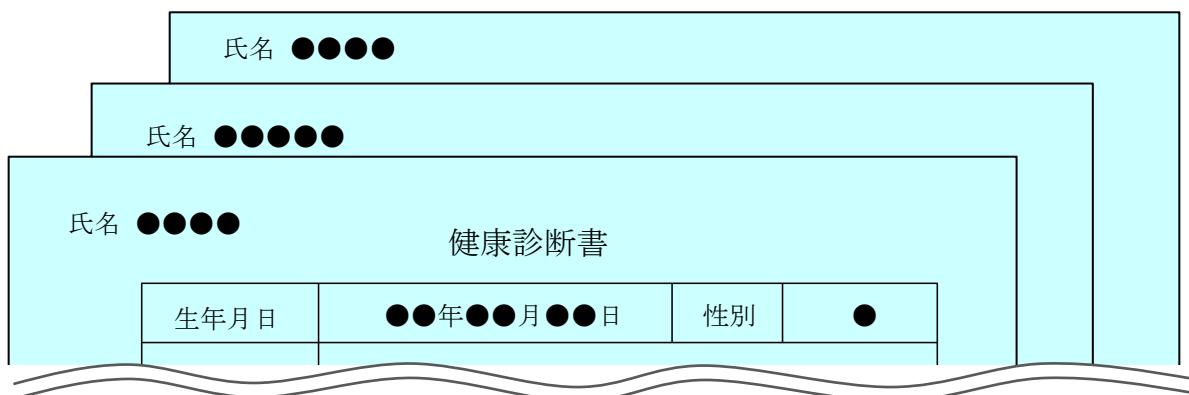
- ①定期健診の受診漏れに注意。(仕事の都合や運転者の受診拒否などの理由により、受診されてないケースが多い)
- ②深夜従事者(22時～5時)の6ヶ月以内ごとに1回の受診がされてないケースが多い。
- ③採用時の健診を必ず実施すること。

健 康 診 断

事業者は、労働者全員に対し法令で定めるところにより、医師による健康診断を1年以内ごとに1回、また、深夜業務(22時～05時)に従事する労働者は6ヶ月以内ごとに1回受診させ、診断結果を5年間保存することが義務付けられています。

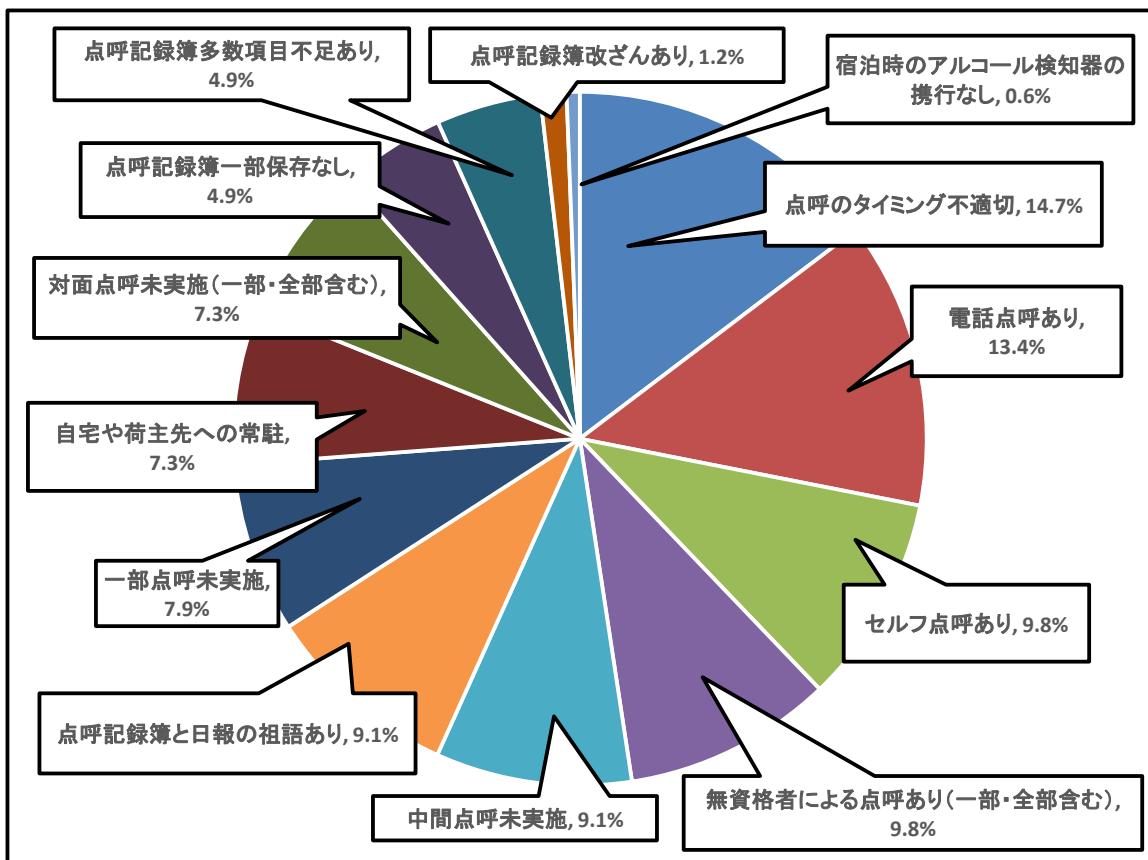
根拠法令 貨物自動車運送事業法 第17条1(輸送の安全)
貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条6項(過労運転の防止)
労働安全衛生法 第66条(健康診断)
労働安全衛生規則 第43条(雇入時の健康診断)
労働安全衛生規則 第44条(定期健康診断)
労働安全衛生規則 第45条(特定業務従事者の健康診断)
労働安全衛生規則 第51条(健康診断結果の記録の作成)

健康診断の種類	対象となる労働者と健診の時期
雇入れ時の健康診断	常時使用する労働者として雇入れの際に実施 ※但し、医師による健康診断を受けた後、3ヶ月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。
定期健康診断	常時使用する労働者に対して原則1年以内毎に1回
特定業務従事者(深夜) の健康診断	深夜業に常時従事する労働者 原則6ヶ月以内毎に1回



6位: 点呼の実施及びその記録、保存は適正か。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	点呼のタイミング不適切	24	14.7%
2	電話点呼あり	22	13.4%
3	セルフ点呼あり	16	9.8%
3	無資格者による点呼あり(一部・全部含む)	16	9.8%
5	中間点呼未実施	15	9.1%
5	点呼記録簿と日報の粗語あり	15	9.1%
7	一部点呼未実施	13	7.9%
8	自宅や荷主先への常駐	12	7.3%
8	対面点呼未実施(一部・全部含む)	12	7.3%
10	点呼記録簿一部保存なし	8	4.9%
10	点呼記録簿多数項目不足あり	8	4.9%
12	点呼記録簿改ざんあり	2	1.2%
13	宿泊時のアルコール検知器の携行なし	1	0.6%
合計		164	100%



<事業所での留意点>

- ①1位の点呼のタイミング不適切とは営業所にて点呼実施後、車庫地に行き日常点検を行ったもの。
点呼は日常点検実施後に実施する必要があるため、注意が必要。
 - ②深夜時間帯などの点呼執行者(運行管理者、補助者)の確保と勤務体制等に注意。
 - ③必ず運転者が出庫する前に管理者もしくは補助者による点呼を実施すること。
 - ④始業・終業ともに対面点呼を実施できない運行が発生した際には、必ず「中間点呼」を実施しなければならない。
 - ⑤実施項目を確実に行い、記録簿に記入すること。
- (平成30年6月1日より、点呼時の記録事項として、「睡眠不足の状況」が追加されました。)

点呼記録簿

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面(運行上やむを得ない場合(遠隔地等)は電話・その他の方法)により点呼を行い、定められた事項について必ず実施して、その内容を記録簿に記載し1年間保存する義務があります。

点呼については、原則として運行管理者が実施しなければならないものの、一部は補助者が実施することが可能ですが、少なくとも運行管理者が総回数の3分の1以上実施しなければなりません。

また、アルコール検知器の使用の義務化により、アルコール検知器の故障の有無の確認が必須となります。については、動作不良のないように日々確認を怠らないこと。なお、週に1回以上、アルコール成分の検出が正常になされているか確認をして下さい。

根拠法令 貨物自動車運送事業法 第17条の4(輸送の安全)
貨物自動車運送事業運送安全規則 第7条(点呼等)

年	月	日	曜日	天候
---	---	---	----	----

点呼記録表

運管	運管	補助者
山川	海野	

営業所

◎日常点検は必ず点呼前に実施し、整備管理者から運行可否決定をしてもらい、異常のある時は報告する。

◎健康状態・疾病疲労とともに睡眠不足でないかを確認する。

◎乗務後点呼の指示事項は、何かあれば記入し、なければ「特になし」と記入する。

乗務前点呼事項	車両(車番)	運転者名	運行内容 行先・顧客名	乗務前点呼							乗務後点呼													
				点呼方法			点呼日時	日常点検の状況	健康状態 疾病 疲労 睡眠不足	アルコール 検知器の使用	酒気帯び	点呼執行者	指示事項等	点呼方法			点呼時間	健康状態 疾病 疲労	アルコール 検知器の使用	酒気帯び	点呼執行者	自動車・道路・運行状況	運転者交替時の通告	その他指示事項
				面	電	その他								有	無	有	無							
	1234	○○ ○○		○			7:30	○	○	有 無	有 無	山川	子供の飛び出し注意	○	無	有 無	有 無	○	○	○	なし	なし		

◎営業所・車庫から出発する時は必ず対面で実施。
◎一泊等で遠隔地から出発する場合は電話等で行う。

◎指示事項は出発時、伝えた事項を必ず記入する(事故防止に関係する内容等)。
※乗務前点呼の指示事項は必ず記入する。

◎乗務前・乗務後の点呼が共に対面で出来ない場合は、乗務の途中で必ず電話等で「中間点呼」を行う。

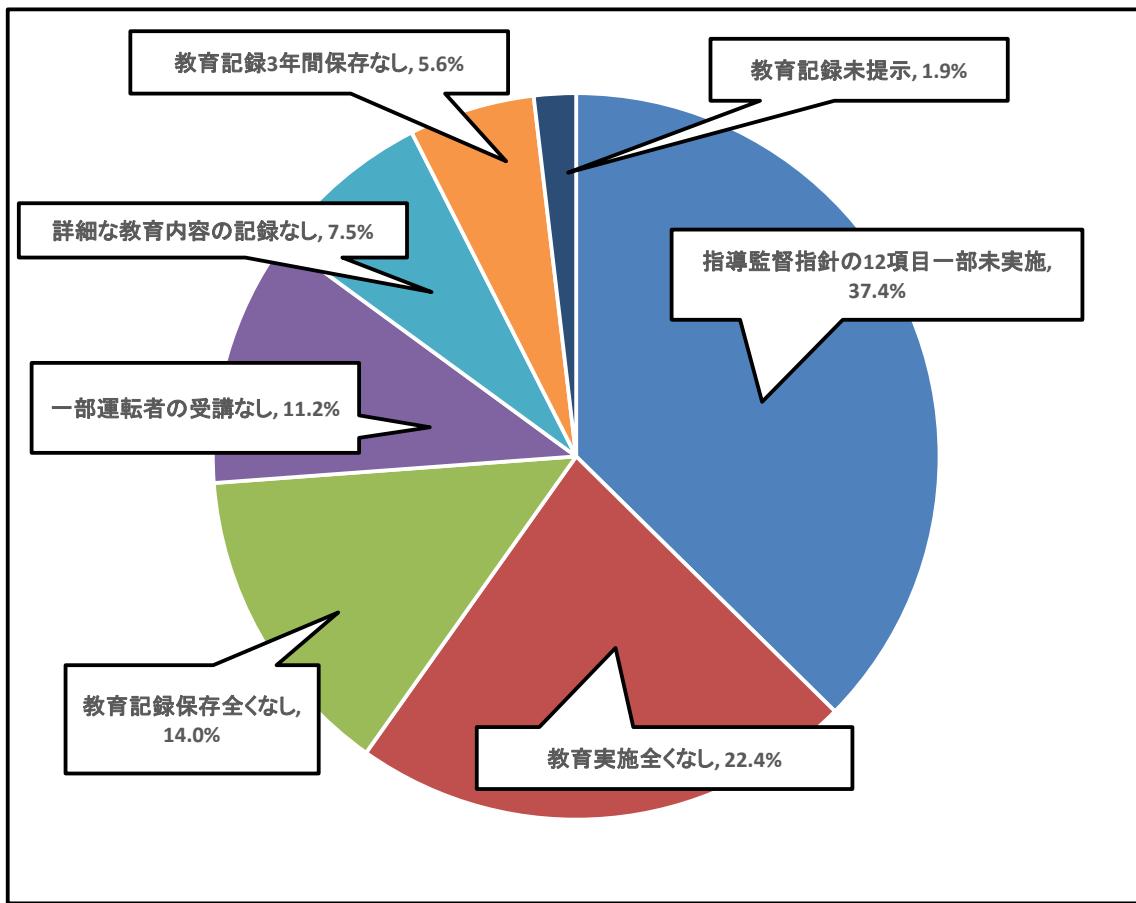
の部分は記入しなければならない必須事項です。

※運行管理補助者は、社内選任できます(届出不要)。社内で分かるようにして下さい。

運行管理補助者の資格要件は、運行管理者の資格を取得していること、または基礎講習(3日間)を受講していることが必要となります。

7位:乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	指導監督指針の12項目一部未実施	40	37.4%
2	教育実施全くなし	24	22.4%
3	教育記録保存全くなし	15	14.0%
4	一部運転者の受講なし	12	11.2%
5	詳細な教育内容の記録なし	8	7.5%
6	教育記録3年間保存なし	6	5.6%
7	教育記録未提示	2	1.9%
合計		107	100%



<事業所での留意点>

- ①教育記録の内容は指導監督指針12項目について各項目を年1回実施することが義務付けであるため、各項目を実施し、記録を残す。(年間計画により、12ヶ月で全12項目実施するよう計画を立てること)
※特に新設項目「⑫安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法」は未実施の事業所が多い。
- ②事業所内のすべての運転者に対して実施する。欠席者については、必ず後日フォローして、教育記録簿に運転者全員の氏名を記載する。
- ③教育記録の実施内容は、タイトル(指針12項目)のみでなく、各項目についてどのような教育をしたかなどがわかるように記録する。(5位の詳細な教育内容の記録なし等)
- ④乗務員教育記録簿と運転日報を照合した所、教育している時間帯に乗務しているケースが多い。実際に教育しているか疑いがある為、注意すること。

乗務員に対する指導・監督

運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成13年国土交通省告示第1366号)に基づき12項目を計画的に定期に実施し、実施後は実施日時、場所、指導内容、実施者、参加者氏名、欠席者に対するアフターフォロー等を含めた内容をできるだけ詳細に記録し、営業所において3年間保存して下さい。

●指導及び監督の内容

- (1) トラックを運転する場合の心構え
- (2) トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- (3) トラックの構造上の特性
- (4) 貨物の正しい積載方法
- (5) 過積載の危険性
- (6) 危険物を運搬する場合に留意すべき事項
- (7) 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
- (8) 危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法
- (9) 運転者の運転適性に応じた安全運転
- (10) 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
- (11) 健康管理の重要性
- (12) 安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

根拠法令 貨物自動車運送事業法第17条第4項(輸送の安全)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条(従業員に対する指導及び監督)

乗務員教育記録

実施年月日 ●●●●年●●月●●日

時 間 ●●時●●分～●●時●●分

場 所 ●●●●

実 施 者 ●●●●

責任者	担当

★過積載の危険性 過積載がトラックの制動距離及び安定性等に
与える影響は・・・・

★健康管理の重要性 ・・・・

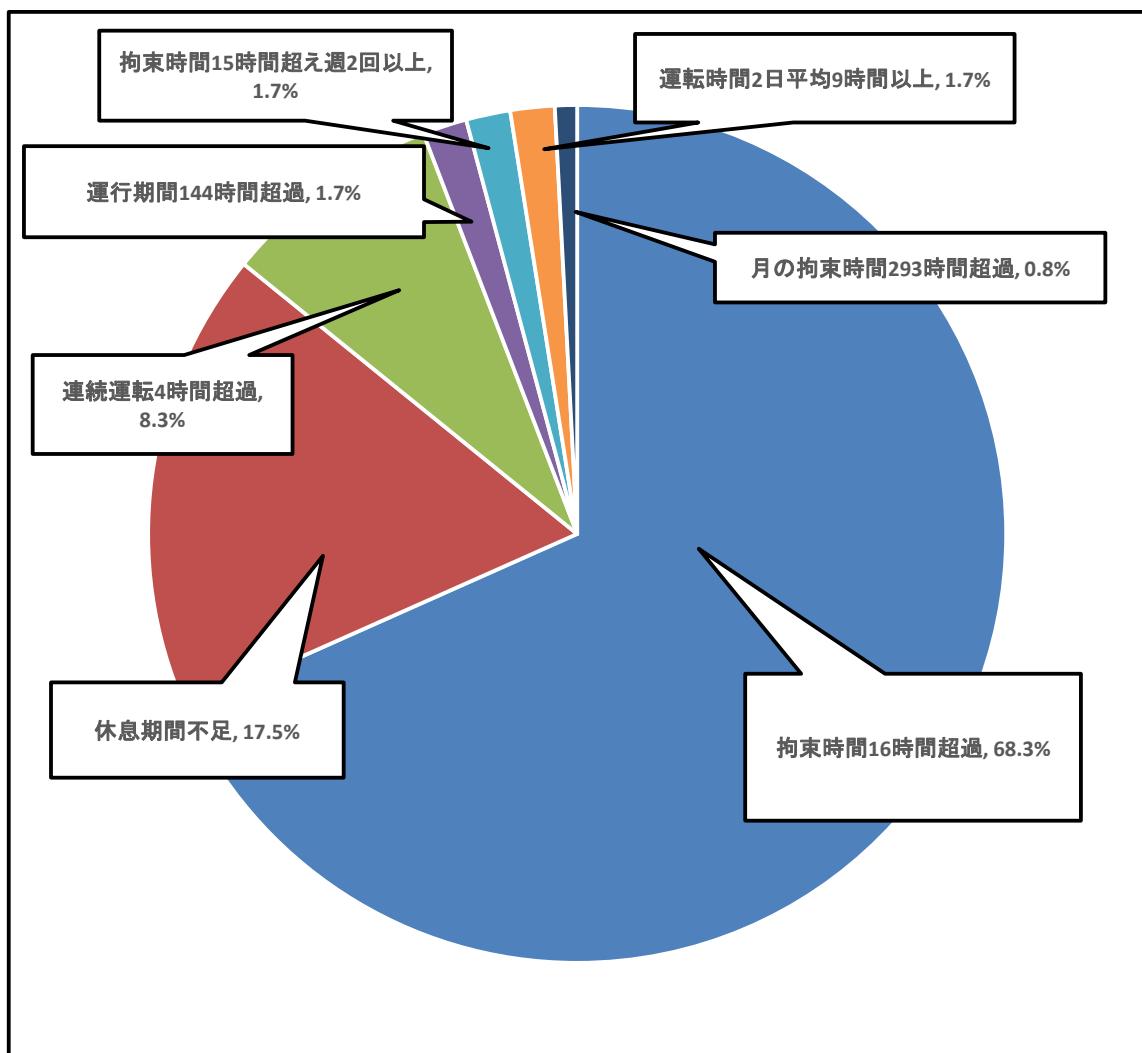
年度 年間教育計画

項目 月	教 育 内 容
月	トラックを運転する場合の心構え
月	トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
月	トラックの構造上の特性
月	貨物の正しい積載方法
月	過積載の危険性
月	危険物を運搬する場合に留意すべき事項
月	適切な運行の経路及び当該経路における道路及び交通の状況
月	危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
月	運転者の運転適性に応じた安全運転
月	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
月	健康管理の重要性
月	安全性の向上を図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法

- 上記項目は、全運転者に対して毎年くり返し教育を実施することが義務付けられています。
教育計画の作成と、計画に基づく指導・監督の実施をお願いいたします。

8位：過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理されているか。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	拘束時間16時間超過	82	68.3%
2	休息期間不足	21	17.5%
3	連続運転4時間超過	10	8.3%
4	運行期間144時間超過	2	1.7%
4	拘束時間15時間超え週2回以上	2	1.7%
4	運転時間2日平均9時間以上	2	1.7%
7	月の拘束時間293時間超過	1	0.8%
合計		120	100%



<事業所での留意点>

- ①運行管理者が過労防止に配慮した運行計画を立て、改善基準告示を遵守した乗務割表を作成する。
- ②長時間運行についてのコースの見直し、荷待ち時間の短縮(荷主協力要請)等、労働環境の改善に努める。

過 労 防 止

乗務時間等告示(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)に従い、勤務割表を作成し、これに基づき、乗務時間等告示による拘束時間、運転時間、休憩時間及び一運行期間の限度を遵守しなければならない。

また、出勤日数や超過勤務時間等が多い運転者は特に注意し、配車が偏っている場合は平準化を図るようにして下さい。

◎乗務実績一覧表(拘束時間管理表)等を作成して過労にならないよう努めて下さい。

根拠法令 貨物自動車運送事業法 第17条の1(輸送の安全)
貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条の4(過労運転の防止)
貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条の7(過労運転の防止)
貨物自動車運送事業輸送安全規則 第3条の8(過労運転の防止)

改善基準告示の概要

項目	改善基準告示の内容
拘束時間	1ヵ月 293時間 (労使協定があるときは、1年のうち6ヵ月までは、1年間についての拘束時間が3516時間を超えない範囲内において320時間まで延長可)
	1日 原則 13時間 最大 16時間(15時間超えは1週2回以内)
休息期間	継続8時間以上
運転時間	2日平均で1日あたり9時間が限度 2週平均で1週間あたり44時間が限度
連続運転時間	4時間以内、4時間経過直後に30分以上の運転離脱が必要
休日の取扱い	休日は休息期間に24時間を加算した時間で、30時間以上が必要
適用除外	緊急輸送・危険物輸送等の業務については、厚生労働省労働基準局長の定めにより適用除外

拘束時間管理表<事後管理用>

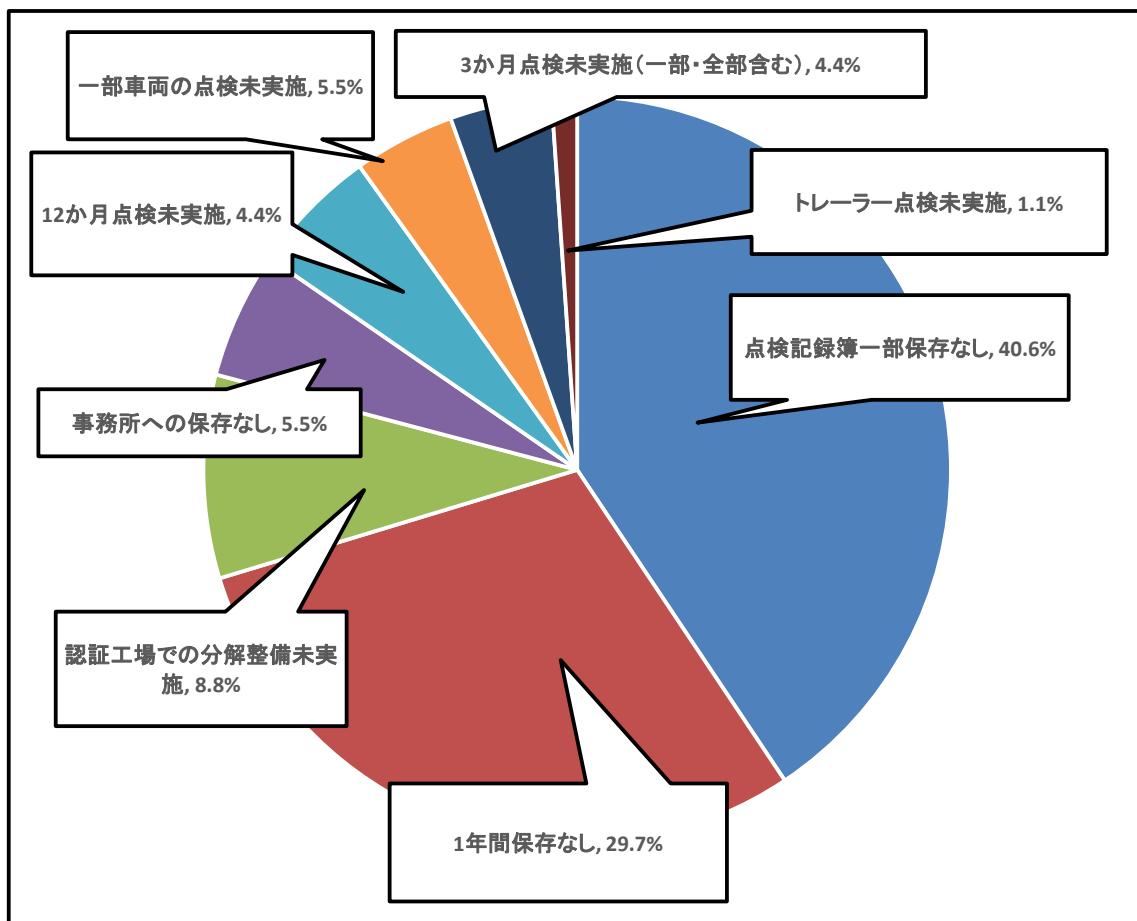
月/日	行先 (運行内容等)	出勤時間	退勤時間	休憩時間	重複時間	分割休息 フェリー等 (休息期間)	拘束時間 (1日)	判定 (1日)	拘束時間 (1ヶ月計算用)	運転時間	荷待ち時間	備考

乗務割表（年月）<作成例：事前作成用>

	氏名	項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
1		始業時間(予定)																																
		終業時間(予定)																																
		拘束時間(予定)																																
2		始業時間(予定)																																
		終業時間(予定)																																
		拘束時間(予定)																																
3		始業時間(予定)																																
		終業時間(予定)																																
		拘束時間(予定)																																
4		始業時間(予定)																																
		終業時間(予定)																																
		拘束時間(予定)																																
5		始業時間(予定)																																
		終業時間(予定)																																
		拘束時間(予定)																																
6		始業時間(予定)																																
		終業時間(予定)																																
		拘束時間(予定)																																
7		始業時間(予定)																																
		終業時間(予定)																																
		拘束時間(予定)																																
8		始業時間(予定)																																
		終業時間(予定)																																
		拘束時間(予定)																																
9		始業時間(予定)																																
		終業時間(予定)																																
		拘束時間(予定)																																

9位：定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	点検記録簿一部保存なし	37	40.6%
2	1年間保存なし	27	29.7%
3	認証工場での分解整備未実施	8	8.8%
4	事務所への保存なし	5	5.5%
4	一部車両の点検未実施	5	5.5%
6	12か月点検未実施	4	4.4%
6	3か月点検未実施(一部・全部含む)	4	4.4%
8	トレーラー点検未実施	1	1.1%
合計		91	100%



<事業所での留意点>

- ①記録を全車両分営業所で1年間(3ヶ月・12ヶ月点検)、記録保存(コピー可)するよう注意。
- ②3ヶ月点検実施時期を確認し、もれなく実施するよう注意。(年間計画表を作成する)
- ③3か月点検は自社の整備管理者が行う事が出来るが、分解整備を伴う12ヶ月点検は認証工場で行うこと。

定期点検整備

事業用自動車については、自動車点検基準に定められた技術基準の項目及び走行距離や使用的条件を考慮した点検が義務付けられています。

自動車点検基準には、3ヶ月点検、12ヶ月点検の各点検時に実施すべき点検項目が定められています。

また、点検整備記録簿の写しを、1車両ごとに1年間、営業所に保存して下さい。

根拠法令 貨物自動車運送事業法第17条第4項(輸送の安全)
 道路運送車両法第48条(定期点検整備)、第49条(点検整備記録簿)
 貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条(点検整備)
 自動車点検基準第2条、別表第3(定期点検基準)

事業用等 分解	点検 レ 交換 修理 ○ 調整	× 継付 △ 清掃 A 給油 L	点検整備記録簿			依頼者の氏名又は名称 住 所	車名及び形式 原動機の形式	自動車登録番号又は車両番号 初度登録年度又は初度検査年 車台番号
			3か月点検整備					
<p>点検の結果及び整備の概要</p> <p>かじ取り装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ロッドとアーム類の緩み、がた、損傷(※1) ナックルの連結部のがた(※1) パワー・ステアリング装置のベルトの緩み、損傷 パワー・ステアリング装置の油漏れ、油量(※1) <p>制動装置</p> <ul style="list-style-type: none"> ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間 ブレーキのきき具合 駐車ブレーキ機構 引きしろ 駐車ブレーキのきき具合 ホースとパイプの漏れ、損傷、取付状態 リザーバ・タンクの液量 ブレーキ・チャンバーのロッドのストローク ドラムとライニングとのすき間 シューの摺動部分、ライニングの摩耗(※1) ディスクとパッドとのすき間(※1) パッドの摩耗(※1) センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間 <p>走行装置</p> <ul style="list-style-type: none"> タイヤの状態(※1)空気圧、亀裂、損傷、溝の深さ、異常摩耗 ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み フロント・ホイール・ペアリングのがた(※1) <p>緩衝装置</p> <ul style="list-style-type: none"> リーフ・サスペンションのスプリングの損傷 エア・サスペンションのエア漏れ エア・サスペンションのペローズの損傷(※1) エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み、損傷(※1) ショック・アブソーバの油漏れ、損傷 <p>電気装置</p> <ul style="list-style-type: none"> 点火プラグの状態(※1) 点火時期 バッテリのターミナル部の接続状態 電気配線の接続部の緩み、損傷 <p>高圧ガスを燃料とする燃料装置等</p> <ul style="list-style-type: none"> 導管、继手部のガス漏れ、損傷 <p>車体及び車体</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常口の扉の機能 車体、車体の緩み、損傷 シャシ各部の給油脂状態 スペアタイヤ取付装置の緩み、がた、損傷(※2) スペアタイヤの取付状態(※2) ツールボックスの取付部の緩み、損傷(※2) <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> シャシ各部の給油脂状態 <p>(※1)印の箇所は、自動車検査証の交付を受けた日または前回の点検を行った日以降の走行距離が3ヶ月当たり2000km以下の自動車については、行わないことができる。 (※2)印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。 スペアタイヤ取付装置に係る点検については、スペアタイヤを取り外して行います。なお、トランクルームに搭載されているスペアタイヤについては、取付装置がないため、点検の対象外となります。</p>								
記事(主な交換部品、測定結果等)			(測定結果) ●CO,HG濃度(アイドリング時) CO % HC ppm			整 備 主 任 者 の 氏 名		
						点 検 の 年 月 日 年 月 日	整 備 完 了 年 月 日 年 月 日	点検(整備)時の総走行距離 km

○12ヶ月点検及び分解整備を伴う3ヶ月点検は、必ず認証工場にて点検整備をしなければなりません。

○原動機等がある車両だけでなく、トレーラー(シャーシ)車両についても、3ヶ月点検整備を実施しなければなりません。

○稼働していない車両も3ヶ月点検、12ヶ月点検整備を実施しなければなりません。

○平成30年10月1日より、車両総重量8トン以上の大型自動車のスペアタイヤについて、3ヶ月ごとに行う点検項目に追加されました。

定期点検整備実施計画表

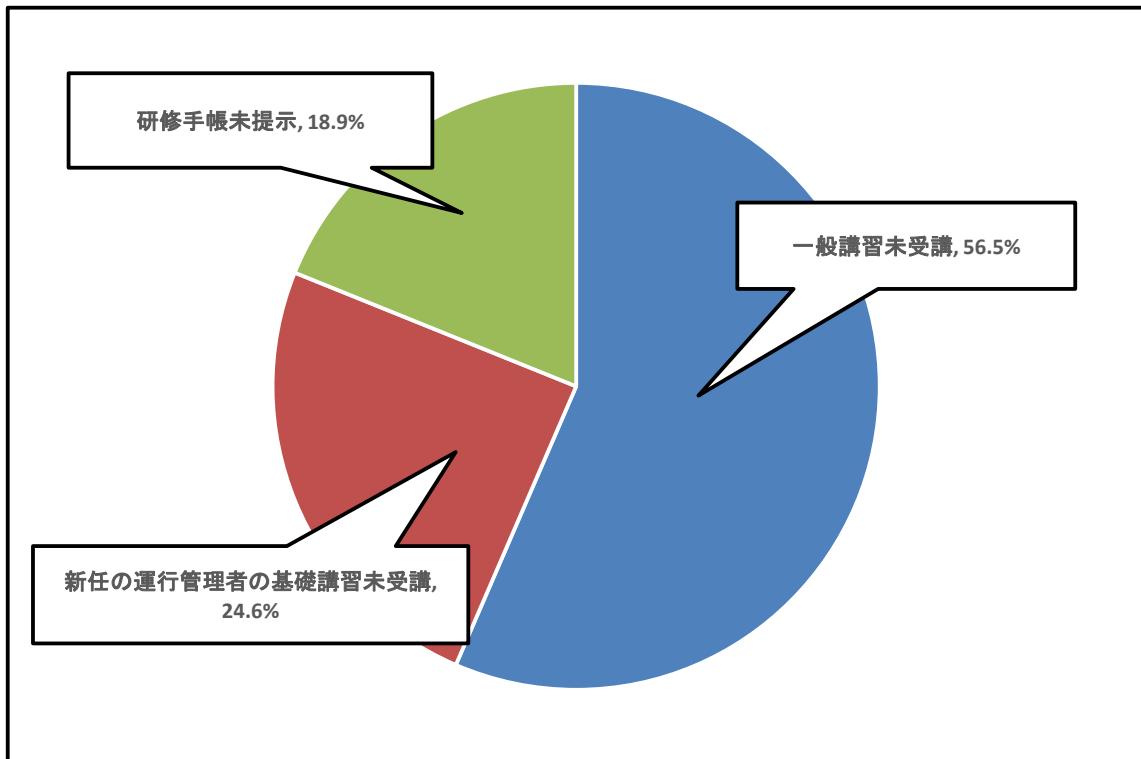
○ …左上には計画日・右下には実施日を記入してください

○ 車検(12カ月)は車検及び”12”と、3カ月点検は”3”と記入してください

◎ 必ず実施し、記録に残してください(1年間保存)

10位：運行管理者に所定の講習を受けさせているか。

順位	否の理由	否件数	否割合
1	一般講習未受講	39	56.5%
2	新任の運行管理者の基礎講習未受講	17	24.6%
3	研修手帳未提示	13	18.9%
	合計	69	100%



<事業所での留意点>

- ①研修手帳を営業所で保存(コピー可)するよう注意。
- ②平成24年4月16日以降、基礎講習を受講しないで、実務経験等で運行管理者試験を受けて合格した者を、新たに運行管理者に選任届出をした場合には、選任された年度に基礎講習を受講しなければならない。

一般講習受講のサイクル

年度 対象者	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
2019年度に講習を受講した管理者	● 受講済み		○ 受講予定		○ 受講予定	
2020年度に講習を受講した管理者		● 受講済み		○ 受講予定		○ 受講予定
2021年度に選任された管理者			○ 受講予定		○ 受講予定	

基礎講習未受講者を選任する場合、選任年度に基礎講習を受講する事

運行管理者講習について

営業所で選任されている運行管理者は、下記の講習告示に定める時期に国土交通大臣が認定する講習を受講しなければならない。

- ①選任された運行管理者は受講した日の属する年度から2年に1回、基礎講習又は一般講習を受講しなくてはならない。
- ②新たに選任された運行管理者は選任届出をした日の属する年度に基礎講習又は一般講習（基礎講習を受講してない場合は基礎講習）を受講しなくてはならない。

＜死亡・重傷事故又は行政処分に係る営業所において選任されている運行管理者＞

- ①特別講習の通知を受けた営業所の運行管理者（複数の場合は統括運行管理者及び運輸支局長等が指定した事故等に有責な運行管理者）は、事故等があった日から1年内に受講しなくてはならない。
- ②当該営業所の運行管理者は、基礎講習又は一般講習を事故等があった日が属する年度から2年連続で受講しなくてはならない。

根拠法令 貨物自動車運送事業輸送安全規則 第23条

※1 貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について

※2 貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項、第23条第1項、

第24条第1項及び第31条第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示

【講習の認定機関（貨物）の一例】

＜基礎講習・一般講習＞

（独）自動車事故対策機構 神奈川支所（N A S V A）、ヤマト・スタッフ・サプライ（株）、都南（神奈川安全運転研修センター）、（有）小田原ドライビングスクール、平和自動車交通（株）、横浜日野自動車（株）、飛鳥D C川崎（株）

＜特別講習＞

（独）自動車事故対策機構 神奈川支所（N A S V A）

※上記以外の講習認定機関については、以下の国土交通省ホームページをご確認下さい。

🔍『運行管理者講習認定機関一覧』で検索、もしくは次のURLへアクセスして下さい。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety dispatcher.html>